

「中小会計要領」は

中小企業を変えるか

はじめに

平成24年3月27日に「中小企業の会計に関する検討会」より公表された「中小企業の会計に関する基本要領」(以下「中小会計要領」という)については、既に研修会等も各地で開催され注目を浴びている。本稿では、「中小会計要領」が中小企業に与える影響と可能性を検討してみたい。

1 「中小会計要領」制定の背景

中小企業のみ適用する正式の会計のルールは従来存在しなかったが、商法改正の大きな流れの中、平成14年6月に中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会報告書」、同年12月日本

税理士会連合会「中小会社会計基準」、更に平成15年6月日本公認会計士協会「中小会社の会計のあり方に関する研究会報告」の公表があり、この後日本商工会議所、企業会計基準委員会の参画を得て、平成17年8月に「中小企業の会計に関する指針」(以下「中小指針」という)が制定された。

このように状況下で何故か「中小会計要領」の制定が行われたのであろうか。中小企業庁が行った「平成21年度中小企業の会計に関する実態調査事業」には興味深い調査実態が数多く掲載されているが、その中で「中小企業の会計の認知度(経年比較)」(図表1)を見ると認知度が頭打ちの状況がうかがえる。さらに「中小企業の会計に準拠した計算書類の作成状況」(図表2)を見ると経営者レベルで考えた場合、中小企業の質を向上させるという観点からは、「中小指針」は十分に浸透していない状況が浮か

び上がる。

2 「中小会計要領」の目的

制定にあたり「中小会計要領」は、中小企業の特徴を踏まえ、中小企業の活性化に資する観点からとりまとめることが肝要であり、経営者にとって理解しやすく、作成事務が最小限で対応可能なものであることを指

定的なものであることを指す必要があるという前提から、基本的な会計方針のあり方を以下のように定めた。

①中小企業の経営者が活用しようと思えるよう、理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立つ会計

②中小企業の利害関係者

③中小企業の実務における会計慣行を十分考慮し、会計と税制の調和を図った上で、会社計算規則に準拠した会計

④計算書類の作成負担は最小限に留め、中小企業に過重な負担を課さない会社

「当面の問題」シリーズ 102

認められる企業会計の慣行」と言えるものを整理する。

②企業の実態に応じた会計処理を選択できる幅のあるもの(企業会計基準や中小指針の適用も当然に認められるもの)とする。

③中小企業の経営者が理解できるような、できる限り専門用語や難解な書きぶりを避け、簡潔かつ平易で分かりやすく書かれたものとする。

④記帳についても、重要な構成要素として取り入れたものとする。

このように「中小会計要領」は中小企業が導入しやすく、導入すれば企業の経営成績や財政状態を明らかにすることが出来る必要最低限の会計ルールとして設計されている。

「中小会計要領」の概要は、I総論、II各論、III様式集の3部で構成、全体の特徴は、収益は実現主義、費用は発生主義、損益計算を重視し、取得原価主義をとる伝統的な会計となっており、国際会計基準との関係は遮断している。

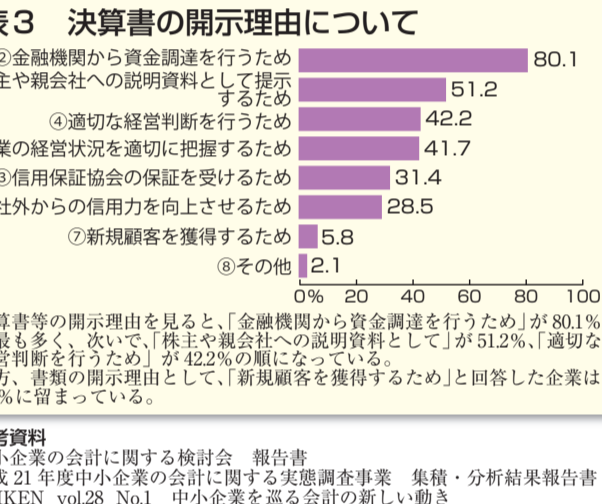
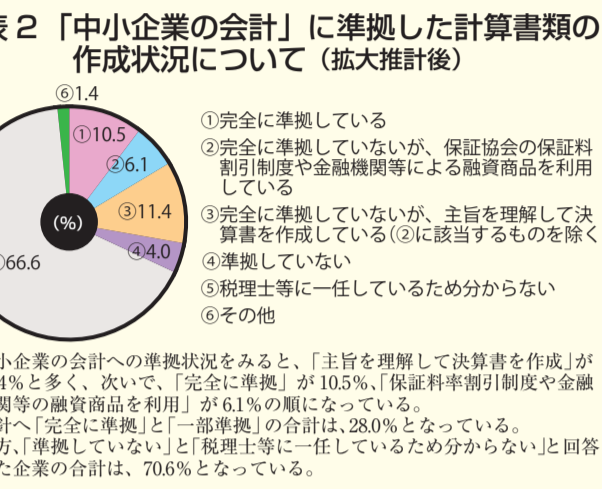
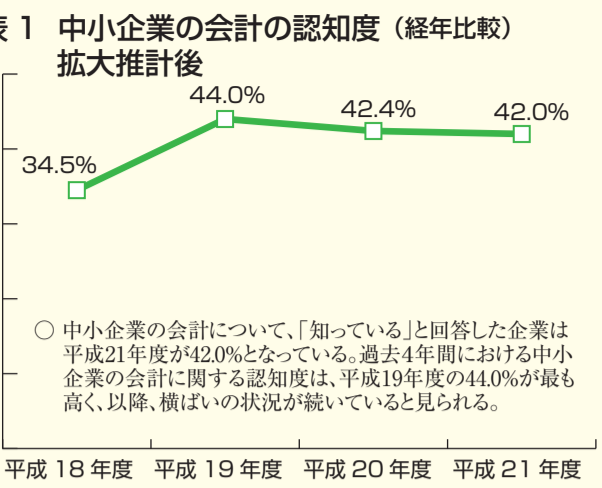
3 中小企業に与える影響について

「中小会計要領」の対象となる中小企業は、「中小指針」を適用していない中小企業ということになると考えられ(既に「中小指針」を適用している会社は適用し続けることが適当と考えられる)、その実数は正確には分からないが、前記の図表2によれば約7割が対象となる可能性があり、またその大半が税理士等の専

門家任せとなっている(図表2)。

中小企業経営者にとって、決算書の開示の目的は何であろうか。図表3によれば、その大半が金融機関等の限られた利害関係者向けの利用である。会社法施行後に一時話題となった決算書の公告問題については、現在は沈静化しているが、「中小会計要領」の制定にあたっては主要な中小企業団体が参画しているため、今後多方面で採用が要請される可能性がある。このため、まず、中小企業経営者は、「中小指針」に比べて理解しやすく、「中小会計要領」を一読し、意識を高め、正しい会計ルールを導入していく必要がある。税理士の側としても経営者への働きかけが重要となってくると思われる。

金融庁は金融円滑化法が平成25年3月末に終了することを踏まえ、金融機関に対し出口戦略を明確にするよう働きかけている。ここでは詳細にふれることはできないが、例えば貸付先を①経営改善支援対象企業、②事業再生支援対象企業、③廃業・破綻処理対象企業等に分類して対応しているというものである。「中小指針」を適用していない中小企業という点になると考えられ(既に「中小指針」を適用している会社は適用し続けることが適当と考えられる)、その実数は正確には分からないが、前記の図表2によれば約7割が対象となる可能性があり、またその大半が税理士等の専



参考資料
中小企業の会計に関する検討会 報告書
平成21年度中小企業の会計に関する実態調査事業 集積・分析結果報告書
ZEIKEN vol.28 No.1 中小企業を巡る会計の新しい動き

達人はあなたの電子申告を応援します!

月額 12,000円 (税込)

税務6本セット + 達人Cube(電子申告ソフト)

セット内訳: 達人Cube, 法人税, 減価償却, 内訳概況書, 消費税, 所得税, 年調・法定調書

東京税理士会データ通信協同組合 TEL.03-3341-0260 FAX.03-5366-0955 E-mail:tadic01@ce.mbn.or.jp